○泉南市きれいなまちづくり条例施行規則

平成17年11月29日規則第19号

泉南市きれいなまちづくり条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、泉南市きれいなまちづくり条例（平成17年泉南市条例第６号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとします。

（勧告の方法）

第２条　条例第９条の規定による勧告は、勧告書（様式第１号）を交付して行うものとします。

（公表の方法）

第３条　条例第10条の規定による公表は、違反者公表書（様式第２号）を市庁舎前の掲示場に掲示して行うものとします。

２　前項の違反者公表書には、次に掲げる事項を記載するものとします。

（１）　違反者の住所及び氏名（法人の場合にあっては、当該法人の所在地、名称及び代表者の氏名）

（２）　違反の場所及び状況

（３）　措置すべき内容

（意見陳述の機会の付与）

第４条　前条の規定による公表をしようとする場合においては、あらかじめ、当該公表に係る者について意見陳述のための手続を執るものとします。

２　前項の意見陳述を行う場合においては、公表の対象となるべき者に対し、次に掲げる事項を通知するものとします。

（１）　意見陳述の日時及び場所

（２）　公表の原因となる事実

３　前項の通知は、意見陳述通知書（様式第３号）により行うものとします。

（立入調査員証）

第５条　条例第11条に規定する調査を行う場合においては、当該調査を行う職員は、立入調査員証（様式第４号）を携帯しなければならないものとします。

（補則）

第６条　この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附　則

この規則は、平成17年12月１日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

泉南市長　　印

勧　　告　　書

あなたは、泉南市きれいなまちづくり条例第7条の規定に違反しているので、同条例第9条の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

記

1 違反の場所	泉南市
2 違反の状況	
3 措置すべき内容	
4 措置を完了しなければならない期限	年　　月　　日　まで

様式第2号（第3条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

泉南市長　　印

違反者公表書

泉南市きれいなまちづくり条例第10条の規定に基づき、下記の事項について公表します。

記

1 違反者住所、氏名（法人の場合は、法人の所在地、法人名、法人の代表者名）	住所 氏名
2 違反の場所	泉南市
3 違反の状況	
4 措置すべき内容	

様式第3号（第4条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

泉南市長　　印

意　見　陳　述　通　知　書

泉南市きれいなまちづくり条例施行規則第4条の規定に基づき、あなたに意見の陳述を求めますので、下記のとおり出席してください。

なお、当日欠席した場合は、意見のないものとして取り扱います。

記

1 意見陳述日時	年　　月　　日 午前・午後　　時　　分から
2 意見陳述場所	
3 公表の原因となる事実	

様式第4号（第5条関係）

（表）

第　　号

立入調査員証

所 属

氏 名

上記の者は、泉南市きれいなまちづくり条例第11条の規定に基づく立入調査員であることを証明する。

年　　月　　日

泉南市長　　印

（裏）

1　本証は、立入調査の際、必ず携帯しなければならない。
2　本証は、立入調査時に関係者から請求があったときは、これを呈示しなければならない。
3　本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。